

議第6号

高山市情報公開条例の一部を改正する条例について

高山市情報公開条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年2月26日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

高山市土地開発公社の清算終了に伴い改正しようとする。

高山市情報公開条例の一部を改正する条例

高山市情報公開条例（平成11年高山市条例第24号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 市長（水道事業管理者及び下水道事業管理者としての権限を行う市長を含む。）、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、公平委員会、<u>議会及び高山市土地開発公社（以下「土地開発公社」という。）</u>をいう。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 市長（水道事業管理者及び下水道事業管理者としての権限を行う市長を含む。）、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、公平委員会<u>及び議会</u>をいう。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>
<p>(非公開とする行政情報)</p> <p>第6条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている行政情報については、非公開とすることができる。</p> <p>(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法</p>	<p>(非公開とする行政情報)</p> <p>第6条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている行政情報については、非公開とすることができる。</p> <p>(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法</p>

律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員並びに土地開発公社の役員及び職員をいう。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職名及び氏名に関する情報

エ （略）

(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び土地開発公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより、当該法人等又は当該個人に明らかに不利益を与えると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除くものとする。

ア～ウ （略）

(3)～(8) （略）

（出資法人の情報公開）

第19条 市が出資する法人（土地開発公社を除く。以下「出資法人」という。）は、その保有する情報について、市民の必要とする情報の公開に努めるものとする。

2 （略）

（指定管理者の情報公開）

第19条の2 実施機関から地方自治法第24条の2第3項の規定により、公の施設の管

律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職名及び氏名に関する情報

エ （略）

(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより、当該法人等又は当該個人に明らかに不利益を与えると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除くものとする。

ア～ウ （略）

(3)～(8) （略）

（出資法人の情報公開）

第19条 市が出資する法人（以下「出資法人」という。）は、その保有する情報について、市民の必要とする情報の公開に努めるものとする。

2 （略）

（指定管理者の情報公開）

第19条の2 実施機関から地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項

理を行うこととされた指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、その保有する情報であって自己が管理を行う同法第244条第1項に規定する公の施設に関するものの情報の公開に努めるものとする。

2 （略）

の規定により、公の施設の管理を行うこととされた指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、その保有する情報であって自己が管理を行う同法第244条第1項に規定する公の施設に関するものの情報の公開に努めるものとする。

2 （略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。